

# レノボ・ジャパンに 解雇通知を撤回させる!

レノボジャパンがA組社員(東京工業大学・工学部卒 41才)に対し、11月13日解雇をする予告(10月13日通知)をしていた問題で、11月10日一転して「真摯(しんしん)に業務を遂行することを期待し、業務をアサインする(割り当てる)ことにした」と組合に対し解雇撤回を通告してききました。

組合は、11月9日に東京地方裁判所にAさんの地位保全を求め仮処分申請を行い、厚生労働省記者クラブにおいて記者会見を行いました。

また、大和事業所において6回の抗議行動(100名が参加)を行いました。

A組社員は入社以来一度も業務低評価はありませんでした。



しかし、突然低評価を付けられ上司から退職強要が始まり、それに応じなかつたため、開業業務を取り上げられ、翻訳業務をアサインされました。そしてその翻訳の品質が悪いから解雇するという経緯です。解雇撤回は当然の結果です。本人が会社の不条理と闘う意思を貫いたこと、家族の支援があったことが大きいと思います。

闘えば道が開けることを証明したいと思えます。

## 冬のボーナスでの減給はさせず 確認書は労使関係にとって大きな前進

組合は11月10日と19日に会社と団体交渉を行いました。先の団交において会社は年末一時金の第1次回答として5TH所属の2名の減給額を減らした金額を提示してききました。

組合は会社に対し再度文書の見直しを求め、双方納得のいく文書での確認を約束させました。また、今年年末一時金については、減給分なしの額で妥結を通知しました。

今回の団交で、会社は確認書を交わすことを提示してききました。これは、労使関係の大きな前進と評価できます。その他にも、関西のメンタル疾患を抱える組合員への納得のいかない会社からの休職命令の撤回や、箱崎のメンタル疾患を抱える社員へのパワハラと退職強要、そして、継続してSTH所属の組合員2人の減給問題について会社を追及しました。給与の減額は労働条件の不利益変更です。日本の法律では、労働者が著しい不利益を被るような使用者側の一方的な労働条件の変更は認められません。

組合は、将来に希望の職場を作るために、これから粘り強く会社と交渉していきます。

### 団交報告

組合は11月10日と19日に会社と団体交渉を行いました。先の団交において会社は年末一時金の第1次回答として5TH所属の2名の減給額を減らした金額を提示してききました。組合は会社に対し再度文書の見直しを求め、双方納得のいく文書での確認を約束させました。また、今年年末一時金については、減給分なしの額で妥結を通知しました。

今回の団交で、会社は確認書を交わすことを提示してききました。これは、労使関係の大きな前進と評価できます。その他にも、関西のメンタル疾患を抱える組合員への納得のいかない会社からの休職命令の撤回や、箱崎のメンタル疾患を抱える社員へのパワハラと退職強要、そして、継続してSTH所属の組合員2人の減給問題について会社を追及しました。給与の減額は労働条件の不利益変更です。日本の法律では、労働者が著しい不利益を被るような使用者側の一方的な労働条件の変更は認められません。

組合は、将来に希望の職場を作るために、これから粘り強く会社と交渉していきます。

組合なんでも相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲	ITD デリバリー・マネジメントサポート	兼松 牧夫	1801-7461
本社	IGA.S.センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画、価格管理	石原 隆行	1712-9867
本社	本社総務	山本 初枝	1712-3097
幕張	経理 プロセス管理	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB. 第一-Lotus・T・Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	PMC. 第二PMコンピテンス	板倉 浩	1416-3264
横浜北	製造SO.フルフィルメント・センター経理	野上 久紀	1892-2057
大和	東日本総務 大和総務	塚本 辰博	1808-4320
大阪	IMS 第2SS関西サービス部	吉田 謙二	1505-3200
大阪	GFS. 西日本LCM&SPデリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金10時~16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

弁護士 水口 洋介 03-3355-0611代  
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakameka/  
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F  
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが電話により予約をお願いします)

## 健保議員選挙

一、常務理事、いい加減な選挙区運営

IBM健保組合の任意継続被保険者/特別退職者被保険者宛の書簡「互選議員選挙」に関する公平性が10月末、常務理事名で自宅に送付されました。書簡では「日本アイ・ピー・エムを退職された方は(傍線は原文のまま)、退職時の最終所属部門の選挙区(A&G/営業サポート部門:第1選挙区以下、筆者が省略)となります」とありました。

私は出向先の子会社からIBM本体(A&G・管理部門)に帰任して定年退職にしましたので、選挙区は第1選挙区と意思いつつ、念のため常務理事に電話を入れました。常務理事は、私の理解が正しく「管理健保議員選挙部門に相当し、第1選挙区」との返答でした。

ところが数日経って、常務理事から私の携帯に電話があり、「選挙区は第1選挙区ではなく第10選挙区」だと先の見解を変更する連絡でした。変更理由は、「健保議員選挙で使用するIBMのDBの最終所属欄に子会社登録されていたのだから」というもので、理事本人名による先の書簡と全く異なる見解を言い出す始末でした。

つまり、理事名の書簡と実務が異なり誤っていたのです。理事に、「公告」書簡を変更するのであれば、対象となっていない有権者に次の選挙書類を送付する際に変更した旨を伝えるよう提言しました。

健保議員選挙の総責任者が有権者に誤った選挙情報を与えたにもかかわらず、訂正連絡をしないとは、ほんとうに呆れてしまいました。(IBM OB)

## 相も変らぬ 非民主的選挙運営の実態

### 二、会社ぐるみ選挙明白

健保選の公告があった組織コードで示せば明確なのに曖昧な部門名の記載のみのため、自分がどの選挙区がまったかわかりません。20名の推薦人がいないと立候補できないという問題だが、20名の推薦人を添えて立候補届けをだしたにもかかわらず、推薦人の選挙区が違つたことと立候補できなかった選挙区がありました。

選挙区を意図的にわかりにくくしているのも問題です。どこに趣意書を配布しているのかわからないので、選挙人名簿の提供を健保組合に依頼したところ、『この選挙でも選挙人名簿の公開は

していません。健康保険組合は公法人ですので、一般の国会議員や都議会、県議会選挙と同じシステムです。公告に該当選挙区の部門名がありますので、どの候補も得られる情報はこれだけです。わざわざ複写・転送できないようなノーツで素気ない回答をしてきました。どうにか選挙人の閲覧のみ許可されましたが、

示してききました。これでは、会社は確認書を交わすことなどには一切応じませんでしたので、このことは労使関係の大きな前進と評価できます。その他にも、関西のメンタル疾患を抱える組合員への納得のいかない会社からの休職命令の撤回や、箱崎のメンタル疾患を抱える社員へのパワハラと退職強要、そして、継続してSTH所属の組合員2人の減給問題について会社を追及しました。給与の減額は労働条件の不利益変更です。日本の法律では、労働者が著しい不利益を被るような使用者側の一方的な労働条件の変更は認められません。

組合は、将来に希望の職場を作るために、これから粘り強く会社と交渉していきます。

みなさんのご支援ありがとうございました。

選挙区	得票	得票率(%)	相手候補	得票	得票率(%)
第8区					
丹羽 万紀	363	24.6	相手候補	1,093	74.1
第9区					
大岡 義久	331	30.3	相手候補	756	69.2

### 選挙速報